

高知県特産農産物販売拡大総合支援事業 実施要領

第1 趣旨

この要領は、高知県特産農産物販売促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）のほか、高知県特産農産物販売促進事業の実施に当たって、必要な事項を定める。

第2 補助金の交付申請をする場合（要綱第4条関係）

（1）交付申請をする時期

申請しようとする補助対象事業の開始予定日1ヵ月前には、申請を行うこと。

（2）補助対象経費の範囲

補助対象経費の範囲は要綱第3条及び別表に定めるとおりだが、別に以下の点が守られていなければ、申請した経費の一部が補助対象経費とは認められなくなるため、留意すること。

①契約又はその準備行為（商品の発注）は、交付決定日及び事業開始予定日以降に着手すること。

例）交付決定4/10、事業開始予定日4/20の場合、商品Aの発注が4/19以前だと補助対象外経費となる。ただし、事業開始予定日を「交付決定日」と記載すれば例）の場合でも問題ない。

②継続して当補助金を活用する場合は、過去に当補助金の交付を受けて実施した事業と同じ取組とならないこと。

③補助事業者が免税事業者又は地方公共団体（一般会計）であり、補助対象経費から消費税仕入控除税額を減額せずに申請する場合、補助事業者の設立年月日や過去の収支決算書など免税事業者であることが確認できる書類を交付申請と併せて提出すること。ただし、地方公共団体（一般会計）はこの提出を不要とする。

（3）補助事業の開始日・完了日の考え方

①補助事業開始日

イベントや商談会等の開催日ではなく、交付申請事業に係る準備行為を開始する日。ただし、事業開始日以前に補助事業者が業者等と補助対象事業について事前協議することは問題ない（この場合、事前協議等に係る経費は補助対象外となる）。

②補助事業完了日

イベントや商談会等が終了した日ではなく、交付申請事業に係る全ての経費の精算が完了する日。市町村等においては当自治体で完了検査を行った日のこと。

第3 補助金の変更申請をする場合（要綱第8条関係）

（1）変更申請をする時期

補助事業完了予定日1ヵ月前には、変更申請を行うこと。ただし、補助事業完了予定

日が当年度の3月15日以降の場合は、当年度の2月15日までに変更申請を行うこと。

第4 補助金の概算払を請求する場合（要綱第9条関係）

（1）実施状況報告書の提出

補助事業者が補助金の概算払を請求する場合は、あらかじめ高知県特産農産物販売促進事業実施状況報告書（様式1）を提出して、知事の承認を受けるものとする。

（2）概算払請求書の提出

（1）にて知事の承認を受けた場合に限り、高知県特産農産物販売促進事業費補助金交付要綱第9条一別記第3号様式により概算払請求書を知事に提出し、概算払を請求することができる。

（3）提出期限

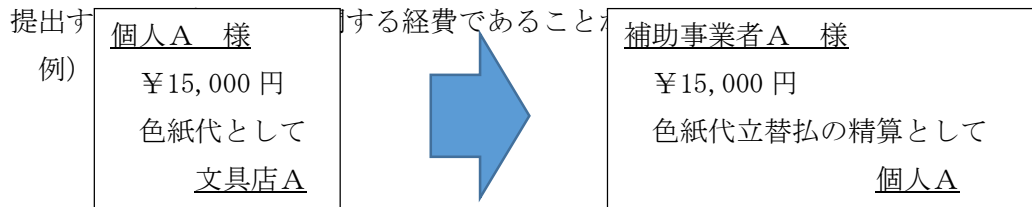
（1）の提出期限は当年度の3月1日、（2）の提出期限は当年度の3月15日とする。

第5 補助金の実績報告をする場合（要綱第10条関係）

補助金の実績報告については要綱第10条に定めるとおりだが、併せて以下の点にも留意すること。

（1）補助対象経費の支払証拠書類の提出

支払証拠書類は、原則「補助事業者名」の領収でないと受理することができない。個人名の領収書の場合、補助事業者から当該個人へ立替払の精算を行い、その領収書を提出する経費であること。



附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(様式1)

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

補助事業者

令和 年度高知県特産農産物販売促進事業実施状況報告書（概算払関係）

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知がありました、令和 年度高知県特産農産物販売促進事業費補助金に係る補助事業について、補助事業開始日から令和 年 月 日までの実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業実施状況

取組内容及び事業を実施した成果（可能な限り販売額、成約件数等を具体的に記載してください。）

- ・取組内容
- ・販売額●円（県外●円、県内●円） ※取引金額、イベント実施による販売額等
- ・成約件数：●件 等

2 今後の展開

3 事業実施期間

開始年月日 年 月 日

完了予定年月日 年 月 日

4 収支決算（見込）

(1) 収入の部

区分	本年度実績見込額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県費					
市町村費					
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度実績見込額 ※1	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					

※1 本年度実績見込額は、領収書又は請求書等があり支出が確実な場合のみ計上すること。

5 県補助金決算見込額

本年度実績見込額 (A)	(A)のうち 補助対象経費 (B)	補助率 (C)	補助基準額 (B)×(C) (D)	交付決定額 (E)	補助金決算見込額 (D)又は(E)のい ずれか低い額	備考

※1 (B)欄は要綱第4条第2項に基づき、各団体が税込み額or 税抜き額いずれかを選択し入力すること。

※2 (D)欄は1,000円未満の端数は切捨て

5 添付書類

- (1) 別紙6 (経費等の内訳)
- (2) 補助対象経費の積算根拠書類
- (3) (1)(2)のほか、参考となる資料